

巻頭言

権利か利用か—入会研究の2つの取組み

寺尾 仁（新潟大学 人文社会科学系フェロー）

この1年間の入会研究の最大の話題と成果は、本研究会会員である山下詠子さんが著者に名を連ねる高村学人・古積健三郎・山下詠子『入会林野と所有者不明土地問題』岩波書店、2023の刊行である。この本の問題意識と主張は明快である。入会権の法律上の性格を明確にするよう民法を改正し、土地登記が可能となるよう不動産登記法も改正すべきというものである。この主張をする原因は、所有者不明土地の処理にあたり、土地登記で多くの入会地に見られる、表題部のみで権利部がないもの、所有者欄を〇〇外何名や字とするもの等変則型登記をすべて解消する制度への危機感である。この本は、入会地は登記が変則型であってもきちんと管理されていれば所有者不明土地ではないし、入会林の管理状況も他の所有形態の森林の管理状況と比べて遜色ない。共有の性質をもつ入会地の登記が変則型であるのは、明治時代の登記制度発足以来、登記は不動産所有権移転にあたって義務ではなく第三者へ公示を目的とした制度であるので、取引の対象となりにくい入会地は登記の必要性が薄かったことに因る。登記を可能とする現行の生産森林組合制度と認可地縁団体制度は、入会集団の条件を必ずしも満足し得ない。そこで入会権を保障するために、民法および不動産登記法を改正するという結論に至る。

これに対して本研究会は、入会林の保護・利用促進のために入会集団、その後継組織の生産森林組合の活動の検討に力を注いできた。毎夏開いている研究大会のシンポジウムで、入会集団や生産森林組合の実務家が報告していることはその証左である。

入会研究・対策の手掛かりを権利に求めるか、利用に求めるかは重要な点ではあるが、いずれも入会地が現在陥っている課題、すなわち林地の需要の激減に研究・実務の両面から向かうには入口だけでは十分でない。入会地を認可地縁団体所有とする案件が多いのは、利用しない入会地の所有の受皿として手頃だからである。利用されない入会地の扱いを考える際に権利を手掛かりとすると、機能している(元)入会集団だけしか入会権を消滅させることができなくなり、利用を手掛かりとすると、需要の乏しい土地の効率的な利用法と利用者が存在することになる。私たちの前に立ちはだかる負の壁は高い。